

サテライトオフィス・管理者便利ツール for Google Workspace ご利用契約約款

2025年10月29日現在

株式会社サテライトオフィス(以下、「サテライトオフィス」といいます。)が提供する「サテライトオフィス・管理者便利ツール for Google Workspace」サービス(以下、「本サービス」といいます。)、提供するアプリケーション(以下、「提供アプリケーション」といいます。)に関する契約は、以下に定める約款(以下、「本約款」といいます。)の内容に従うものとします。利用ユーザーは本サービスご利用のお申込みをされた時点、または提供アプリケーションをインストールした時点で、本契約書の条項に拘束されることに承諾したものとみなされます。サテライトオフィスは本約款の内容を変更することができます。変更時の料金や利用条件は、変更後の約款によります。変更する場合には、変更日の2週間前までにサテライトオフィスのホームページ上からリンクにて掲示することにより、利用ユーザーにご連絡したものといたします。

第1条 定義

本約款において、用語の定義は以下のとおりとします。

・「本サービス」、「提供アプリケーション」

サテライトオフィス・管理者便利ツール for Google Workspace のサービスまたは、アプリケーション

・「Google Workspace」

Google LLC の提供するインターネットサービス。「Google Workspace Business」、「Google Workspace Enterprise」、「Google Workspace for Education」の各プランを含みます。

・「利用ユーザー」

本規約を承認の上、規定の利用手続きを完了した方を「利用ユーザー」とします。

なお、サテライトオフィスが利用ユーザーとして承認することを不適当と判断した場合、利用を取り消す場合があります。

・「本サイト」

本サービスが稼働するサイトを「本サイト」とします。

第2条 利用ユーザーの情報

・利用ユーザーの情報は、本サービス内に保有するものとし、個人が特定できる情報(氏名・住所・電話番号・メールアドレス)については、利用ユーザー本人による開示の承諾があるものを除き、原則として、社外への提供は行わないこととします。

・前項にかかわらず、以下の場合については、利用ユーザーの同意なく登録情報の一部(氏名・住所)を開示することがあります。

①サテライトオフィス及び他の利用ユーザーもしくは第三者に不利益を及ぼすと判断した場合、警察または関連諸機関に開示する場合

②警察、裁判所、検察庁、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から、登録情報の開示を求められた場合、サテライトオフィスがこれに応じることを判断した場合

・利用の際に申告する利用ユーザー情報のすべての項目に関していかなる虚偽の申告も認めないものとします。

・本サービスをご利用された管理者の方には、サテライトオフィスから情報やアプリケーションのご案内メールを送ることがあります。

・本サービスにて利用ユーザーが入力した情報をサテライトオフィスが本サービスの開発または改善のためあるいはその他の目的で使用することはありません。

・本サービスのAIモデル連携を伴う機能は利用ユーザーが明示的に設定した場合のみ有効となり、該当機能の対象となるデータのみサードパーティのAIモデルサービスとの連携が行われます。それ以外の情報が連携されることはありません。

第3条 譲渡・担保等の禁止

利用ユーザーは本サービスの提供を受ける権利、提供アプリケーションを譲渡、貸与、リース、質権、その他担保の目的とすることのいずれも行なうことはできません。

第4条 委託

サテライトオフィスは本サービスの提供、提供アプリケーションに関する業務の全部及び一部を利用ユーザーの承諾なしに、第三者に委託することができます。ただし、その場合、サテライトオフィスは責任をもって委託先を管理します。

第5条 利用料金

1. 利用ユーザーは、サテライトオフィスの定める方法に従い、本サービス及び提供アプリケーションの利用料金を支払うものとします。
2. 利用ユーザーは前項の料金等の支払を遅延した場合は、遅延期間につき利用料金等について年率14.6%の割合で算出した遅延損害金を加算し、サテライトオフィスに支払うものとします。
3. 利用ユーザーが本サービス及び提供アプリケーションの提供を受けるために要する電気料金、通信回線に係る料金その他の費用は、利用ユーザーが負担するものとします。
4. 本サービス契約更新の際は、利用ユーザーに事前に通知の上、第1項に定める利用料金の改定を行うことができるものとします。
5. サテライトオフィスは、いかなる場合も支払い済みの利用料金を返金いたしません。
6. 利用料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
7. AIの利用においては当該サービスベンダーが定める料金体系に応じて本サービスの提供価格も変わることがあります。またAIのLLMの要求に伴い指定した利用料を上回る場合があります。

第6条 契約の解約・解除

・契約の解約については、以下のとおりとします。

- ①利用ユーザーがGoogle Workspace のダッシュボードやアプリケーションから「アプリケーションを削除」を行った場合
- ②利用ユーザーがGoogle Workspace の契約を解除した場合、または、解約の意思表示をした場合
- ③Googleが利用ユーザーとのGoogle Workspace の契約を解除した場合

・利用ユーザーが以下の項目の1つにでも該当した場合、サテライトオフィスは、利用ユーザーに対してなんらの催告なくして本サービス契約を即時解除、提供アプリケーションの提供中止をすることができます。

- ① 利用ユーザーが本約款の条項及び条件の1つにでも違反した場合
- ②サテライトオフィスが行うサービスに支障を及ぼした場合、またはそのおそれのある行為を行なった場合
- ③本サービス契約が解除された場合、利用ユーザーが登録されたデータ、ファイル、その他一切の情報についても、以降一切、使用、閲覧等を行なうことはできません。

第7条 設定維持

本サービス、提供アプリケーションのご利用に際して必要となる端末設備等の設定及び、技術基準及び技術的条件に適合するよう維持してください。なお、当該設定、維持は利用ユーザーの責任と費用をもって行なってください。

第8条 制限及び禁止事項

サテライトオフィスは、利用ユーザーの以下に該当する、またはその恐れのある行為は禁止します。

- ①公序良俗に反する行為
- ②犯罪行為に結びつく行為
- ③法令等に違反する行為
- ④サテライトオフィス及び他の利用ユーザーもしくは第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
- ⑤サテライトオフィス及び他の利用ユーザーもしくは第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為
- ⑥サテライトオフィス及び他の利用ユーザーもしくは第三者に不利益を与える行為
- ⑦サテライトオフィス及び他の利用ユーザーもしくは第三者を誹謗、中傷する行為
- ⑧サテライトオフィスの本サイト等の運営を妨害、或いはサテライトオフィスの信頼を毀損するような行為

- ⑨ サテライトオフィスの承認を得ないで行う利用ユーザーの身分を利用した全ての営業行為
- ⑩ 選挙運動もしくはこれに類似される行為、または公職選挙法などの法令に違反する行為
- ⑪ 入会手続きを含めたサテライトオフィスが行う全てのアンケートに対し、虚偽の回答を行う行為
- ⑫ 有害なコンピュータープログラム等を送信または書き込む行為
- ⑬ ID及びパスワードを不正に使用する行為
- ⑭ 利用ユーザー以外の第三者に対して、本サービスを利用する権利を許諾したり与えたりすること
- ⑮ 本サービスに関連するドキュメントやプログラムを修正、翻訳、変更、改造、解析、派生サービスの作成、配布行為
- ⑯ 本サービスに含まれる通信機能を利用して大量に情報を送付する行為、または、無差別に不特定の者に対してその意思に反し電子メール等を送信する行為、または事前に承認していない送信先に対してメールを配信する等の行為
- ⑰ その他サテライトオフィスが当該利用ユーザーの行為として不適切であると認めた行為

第9条 サービス内容、提供アプリケーションの変更、停止・廃止

・サテライトオフィスは、以下に該当する場合、利用ユーザーへの事前通知、承諾なしに、サービス内容、提供アプリケーションの一部または、全部を停止または中断する場合があります。

- ① ネットワーク、その他本サービスを提供するために必要なシステムのメンテナンス、電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき、またこれらにやむを得ない障害が発生したとき
- ② ネットワークに著しい負荷や障害が与えられることによって正常なサービスを提供することが困難である場合、または困難であるとサテライトオフィスが判断したとき
- ③ データの改ざん、ハッキング等本サービスを提供することにより、利用ユーザー、第三者等が著しい損害を受ける可能性をサテライトオフィスが認知したとき
- ④ 電気通信事業者または国内外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止、及び停止することにより、本サービス契約に基づく本サービスの提供を行なうことが困難になったとき
- ⑤ 天災地変、戦争、内乱、法令の制定改廃その他不可抗力等により、非常事態が発生した場合、またはそのおそれがあるとき
- ⑥ その他、サテライトオフィスが本サービスの提供を停止、緊急停止する必要があると判断した場合

・サテライトオフィスは利用ユーザー及び第三者からの緊急停止要請に関して原則としてこれを受け付けません。

・サテライトオフィスは本サービスを停止すること、ならびに停止できなかったことによって利用ユーザー、及び第三者が損害を被った場合も、サテライトオフィスは一切の賠償責任を負いません。

・サテライトオフィスは提供アプリケーションの停止、バグ、障害による利用ユーザー、及び第三者が損害を被った場合も、サテライトオフィスは一切の賠償責任を負いません。

・サテライトオフィスは、本サービスの提供、提供アプリケーションの一部、または、全部を中止、廃止することができます。

・サテライトオフィスは、一定の予告期間をもって本サイトのサービス停止、提供アプリケーションの停止を行う場合があります。

第10条 免責

- 1. サテライトオフィスは、理由の如何を問わず本サイト、提供アプリケーションが遅延、中断、中止、障害、バグにより起因して利用ユーザーまたは第三者が被った直接または間接的な被害について、一切の責任を負わないものとします。
- 2. サテライトオフィスは、本サイト、提供アプリケーションのサービスの利用を通じて得た情報等の正確性、特定の目的への適合性等について、一切の責任を負わないものとします。
- 3. サテライトオフィスは、本サイト、提供アプリケーションのサービスの利用を通じて得た情報等に起因して損害が生じた場合、一切の責任を負わないものとします。
- 4. 本サイト、提供アプリケーションを通じて提供される情報・サービスに関し、利用ユーザーと他のユーザーあるいは第三者と紛争が生じた場合は、利用ユーザーは、自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、サテライトオフィスに損害を与えないものとします。
- 5. サテライトオフィスは、本サイト、提供アプリケーションを通じて行われた利用ユーザーと第三者との物品売買等の取引に関連する債務の履行、及びその他の取引に関して生じた紛争については一切の責任を負わないものとします。
- 6. サテライトオフィスは、本規約に基づく利用ユーザーの登録情報開示に伴い、そこから発生する問題について一切の責任を負わないものとします。
- 7. 本サービスを通じてAIが自動で生成、応答した内容及びそれに従った場合の期待する成果、機能について、サテライトオフィスは責任を負わないものとします。

第11条 規約の変更

サテライトオフィスは、利用ユーザーへの事前通知、承諾なしに本規約を随時変更することができるものとします。変更の内容については、本規約に2週間表示した時点で、全ての利用ユーザーが了承したものとみなします。但し、第三者に不利益を及ぼす恐れのある場合等不測の事態が予想される場合は、上記期間を待たずに規約変更が実施されたものとします。

第12条 権利の帰属

本サービスの実施環境を構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続、文書、図面、ドキュメント、商標、商号等に関する所有権、著作権をはじめとするその他一切の知的財産権(以下、「本件知的財産権」といいます。)は、サテライトオフィス、及びその供給者に帰属します。本サービス、本サービスに関する文書、図面、ドキュメントなどの文書は、著作権法及びその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

また本サービスに利用ユーザー自身で登録するデータの所有権及び管理責任は利用ユーザーに帰属します。したがって、利用ユーザーはこれらを他の著作物と同様に扱わなければなりません。なお、本サービスからアクセスされ表示・利用される各コンテンツについての知的財産権は、各情報コンテンツ提供会社の財産であり、著作権法及びその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

また本サービスに利用ユーザー自身で登録するデータの所有権及び管理責任は利用ユーザーに帰属します。

第13条 反社会的勢力の排除

1. 利用ユーザーは、暴力団、暴力団員、暴力団構成員もしくはそれらの関係者、総会屋、その他反社会的勢力(以下これを「反社会的勢力」といいます)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明保証します。

- ①反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. サテライトオフィスは、契約者が前項の表明保証に反して、前項各号のいずれか一にでも該当することが判明したときは、何ら催告をせず、本サービス契約を解除することができるものとします。

3. 本条に基づく本サービス契約の解除により利用ユーザーに損害が生じた場合であっても、サテライトオフィスは一切の責任を負わず、利用ユーザーがサテライトオフィスに対して負担する一切の債務についてその期限の利益を喪失するものとします。

第14条 準拠法及び雑則

本約款は日本国の法律を準拠法とします。また、本約款書ないし本サービスに関して紛争が生じた場合には、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審管轄裁判所とすることに利用ユーザーもサテライトオフィスも合意するものとします。

以上